

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果及び意見を同条第9項及び第10条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月27日

精華町監査委員 井上直樹

同 青木敏

令和7年度定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を精華町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和7年12月2日から令和8年3月27日まで

2 監査の対象

- (1) 法令上の実施義務がなく、町が地域特性や住民ニーズに応じて自主的に実施する任意的・裁量的事務事業のうち、監査委員が任意に選定したものの【定期監査】
- (2) 令和6年度行政監査（公金外現金を対象）において、意見又は指導した事項の改善状況【行政監査】
- (3) 令和6年度定期監査（補助金を対象）において、意見又は指摘した事項の改善状況【定期監査】

3 監査対象部局

- (1) 監査委員が任意に選定した任意的・裁量的事務事業を所管する課等
【対象課等】企画調整課、総務課、デジタル推進室、自治振興課、危機管理室、総合窓口課、人権啓発課、社会福祉課、高齢福祉課、健康推進課、環境推進課、各保育所、農政課、商工推進室、警防課、学校教育課、生涯学習課
- (2) 令和6年度行政監査（公金外現金を対象）において、意見又は指導の対象とした課等
【意見又は指導対象課等】財政課、農政課、精華中学校
- (3) 令和6年度定期監査（補助金を対象）において、意見又は指摘の対象とした課等
【意見又は指摘対象課等】財政課、消防総務課

4 監査の着眼点

- (1) 任意的・裁量的事務事業
 - ア【目的（インパクト）】 目的の明確性
 - ・事業目的が明確か。
 - イ【活動（アクティビティ）】 活動内容の有効性・効率性
 - ・目的に照らして活動内容が適切か。
 - ・重複や非効率な運用はないか。
 - ウ【結果（アウトプット）】 実績指標の適切性
 - ・事業結果（件数、人数、イベント回数等）が把握されているか。
 - ・目標値との比較が行われているか。
 - エ【変化・成果（アウトカム）】 成果の因果関係と実効性
 - ・活動と成果に論理的なつながりがあるか。
 - ・成果が住民満足・地域課題の改善に結びついているか。
 - オ【現状分析・課題】 前提・環境変化の考慮
 - ・人口減少、社会情勢等の変化を踏まえた見直しが行われているか。
- (2) 令和6年度行政監査及び定期監査指摘事項等改善状況
令和6年度行政監査（公金外現金を対象）及び定期監査（補助金を対象）において、意見、指摘又は指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下の資料の提出を求め、書面調査を実施するととも

に、令和8年1月16日、22日、26日、30日及び2月24日の各日において、関係職員からの説明の聴取及び実地での調査を実施した。

【監査資料】

- (1) 任意的・裁量的事務事業
 - ア 任意的・裁量的事務事業調書（監査指定様式）
 - イ 令和6年度事務事業評価シート
- (2) 令和6年度行政監査（公金外現金を対象）指摘事項等改善状況
 - ア 令和6年度行政監査指摘事項等改善状況（監査指定様式）
 - イ 以下文書等の写し（対象期間：令和7年4月1日から令和7年11月30日まで）
 - ・通帳
 - ・出納簿
 - ・入出金に係る決裁文書
 - ・領収書等証拠書類
 - ・決算資料（令和6年度）
- (3) 令和6年度定期監査（補助金を対象）指摘事項等改善状況
 - ア 令和6年度定期監査指摘事項等改善状況（監査指定様式）

第2 監査の結果及び意見

1 任意的・裁量的事務事業について

(1) 監査の趣旨について

任意的・裁量的事務事業は、法令上の実施義務がなく各所管課等の判断により実施されるものであることから、目的に照らした効率的かつ効果的な事業実施、事業結果の把握、評価及び改善が求められる。

そこで、内閣府においても施策評価の整理に採用されているロジックモデルを活用し、事業目的・成果・評価指標を体系的に整理することで、事業目的が明確であるか、事業結果が適切に把握されているか等を主眼として監査を実施したものである。

(2) 監査の対象とした任意的・裁量的事務事業

監査の対象とした任意的・裁量的事務事業は、次表のとおりである。

所管課等	事業名
企画調整課	国際交流推進事業
企画調整課	科学のまちの子どもたちプロジェクト
総務課	ふれあい号等バス運行事業
デジタル推進室	地域密着型情報化推進事業
自治振興課	集会所管理事業
自治振興課	自治会等関係経費
自治振興課	公共的活動推進事業
危機管理室	地域防犯対策推進事業
危機管理室	防火防災組織助成事業
総合窓口課	総合窓口
人権啓発課	男女共同参画社会推進事業
人権啓発課	地域交流活性化支援事業
社会福祉課	重層的支援体制整備事業（社会福祉課）
社会福祉課	地域共生社会づくり事業
高齢福祉課	高齢者居宅生活支援事業
高齢福祉課	老人クラブ助成事業
健康推進課	健康づくり推進事業
環境推進課	廃棄物減量・リサイクル推進事業
ほうその保育所	ほうそのサポートセンター運営事業
こまだ保育所	こまだサポートセンター運営事業
いけたに保育所	いけたにサポートセンター運営事業
農政課	特産品開発推進支援事業
商工推進室	企業誘致促進事業
商工推進室	観光推進費
警防課	住民防火指導事業
学校教育課	地域体験発見プロジェクト(中学校)
学校教育課	地域体験発見プロジェクト(小学校)
生涯学習課	生涯スポーツ振興事業
生涯学習課	地域学校協働本部事業
生涯学習課	中学校文化部活動の地域移行に向けた実証事業
生涯学習課	中学校運動部活動の地域移行に向けた実証事業

2 任意的・裁量的事務事業の監査に係る総括意見

(1) 指標の設定について

精華町決算附属資料のとおり令和6年度の経常収支比率は99.5%である。任意的・裁量的事務事業の限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、指標の設定により当該事務事業の目標管理と評価が求められる。

また、精華町では行政評価の一部として事務事業評価が実施され、決算附属資料の事務事業評価シートにおいて、事務事業の実施結果である「事業決算概要」と「事業の成果」が掲載されている。しかし、事務事業の目標値を示す指標が設定されず、その成果が定量的に評価されていない事務事業もある。

総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」において、「業務の効率的かつ効果的な遂行」は内部統制の4つの目的のひとつであり、「担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である」と規定されている。すでに精華町は内部統制体制の構築に着手しているため、「業務の効率的かつ効果的な遂行」に留意することが求められる。

(2) 【結果（アウトプット）】 実績指標の適切性について

ロジックモデルにおいて、アウトプットは事務事業の活動目標や実績であり、政策手段である事務事業を実施した結果として産出される。監査を実施した結果、必要な予算等であるインプットを活用し、アウトプットの産出途中で実施される様々な活動であるアクティビティをアウトプットとして事務事業調書に記載していた事例があった。アウトプットは事務事業の実施結果であるため、アクティビティと明確に区別される必要があり、事務事業の実施内容がどのような結果や実績をもたらすのかを意識して指標を設定することが重要である。

(3) 【変化・成果（アウトカム）】 成果の因果関係と実効性について

ロジックモデルにおいて、アウトカムは成果目標や実績であり、事務事業の実施によって期待される変化を意味する。監査を実施した結果、事務事業の実施結果であるアウトプットをアウトカムとして事務事業調書に記載していた事例があった。アウトカムは事務事業の成果であるため、アウトプットと明確に区別される必要があり、事務事業の実施結果がどのような成果につながるのかを意識して指標を設定することが重要である。

第3 令和6年度行政監査及び定期監査において、意見、指摘又は指導した事項の改善状況

1 公金外現金の管理について

(1) 財政課

令和6年度行政監査においては、公金外現金の適正な管理を確保する観点から、町として公金外現金の取扱い基準等の整備について意見を付したところである。

今回の改善状況を確認したところ、公金外現金の件数及び管理状況の把握の必要性は認識されているものの、取扱い基準等の作成については、必要性も含めて検討中との回答であった。

公金外現金は公金ではないものの、町の施設等で取り扱われるものであり、その管理の適正性及び透明性の確保が求められる。町全体として一定の統一的な考え方を整理することは、事務の標準化及びリスク低減の観点から有効であると考えられることから、引き続き取扱い基準等の整備について検討されたい。

(2) 農政課

令和6年度行政監査においては、現金出納簿及び入出金伝票が整備されていない状況が認められたことから、適正な帳簿整備について指導したところである。

今回の改善状況として、現金出納簿及び入出金伝票が整備され、日々の入出金状況が適正に記録されていることを確認した。

公金外現金については、引き続き帳簿の適正な作成及び保管を徹底し、内部牽制が有効に機能するよう努められたい。

(3) 精華中学校

令和6年度行政監査においては、金庫で一時的に保管される現金及び各通帳の現金出納簿が作成されていない事例、また、領収書等証拠書類が一部添付されていない事例が認められたことから、適正な帳簿整備について指導したところである。

今回の改善状況として、金庫で一時的に保管される現金及び各通帳に係る現金出納簿が作成され、概ね適正に整備されていることを確認した。

しかしながら、複数の口座をまとめて一つの現金出納簿で管理している状況が見受けられた。出納管理の明確性及び内部統制の観点からは、一般的には口座ごとに現金出納簿を作成することが望ましいことから、改善に

努められたい。

また、支出伝票に、請求書及び領収書の写しが添付されている事例が見受けられた。領収書等証拠書類は原本を添付・保管することが原則であり、原本を適正に管理するとともに、必要に応じて写しを事務担当者が保管する等、証拠書類管理の適正化を徹底されたい。

2 補助金について

(1) 財政課

令和6年度定期監査においては、補助金の適正な執行及び統一的な事務処理の確保を図る観点から、町としてのガイドライン等の整備について意見を付したところである。

今回の改善状況として、補助金事務に係るチェックシートに加え、補助事業の公益性や目的、補助金額の算定根拠や成果指標、今後の方向性等を整理するための評価シートが作成され、各所管課等において補助事業の設計や見直しの際に活用されていることを確認した。これは、補助金事務の適正化及び事務処理の標準化に向けた取組として評価できる。

補助金は公金の支出を伴うものであり、引き続き公平性及び透明性の確保が求められる。まずは当該チェックシート及び評価シートの活用状況及び運用実態を十分に把握し、その効果を検証されたい。その上で、必要に応じてさらなるガイドライン等の整備について検討されたい。

(2) 消防総務課

令和6年度定期監査においては、補助金の実績報告時における領収書等証拠書類の提出確認について適正な事務処理を求めたところである。

今回の改善状況として、当該補助金に係る実績報告は年度末に行われる予定であり、現時点では領収書等の提出状況の確認には至っていないものの、対象団体に対する周知が行われていることを確認した。

また、補助金交付要綱についても見直し及び改正を予定しているとのことであり、改善に向けた取組は進められていると認められる。

補助金事務については、証拠書類の確認を徹底するとともに、改正後の要綱に基づき、適正かつ統一的な事務処理を行われたい。あわせて、改正後の運用状況を十分に検証し、事務の適正化に努められたい。